



# 杜の都環境プラン

仙台市環境基本計画

2021—2030

[令和8年3月 改定版]

〈概要版〉



令和8年3月  
仙台市

## 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)とは

仙台市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定める計画であり、市・市民・事業者等の様々な価値観や発想、視点をもつ多様な主体が一体となって杜の都の環境づくりを進める上で、道しるべとなるものです。

## 計画期間

令和3年度(2021年度)から12年度(2030年度)までの10年間  
(中間年度である令和7年度(2025年度)に、計画の中間評価を行うとともに、一部改定を実施)

## 改定の背景

### 環境施策をとりまく動向

#### 社会状況の変化

本市の人口はここ数年のうちにピークを迎えた後、減少していくことが見込まれます。また、少子高齢化や国際化が進むなど、本市のまちづくりの前提となる社会状況は大きな変化を迎えています。さらに、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症により、市民生活や経済活動に大きな影響がもたらされました。

環境分野では、地球温暖化対策やプラスチックごみ・食品ロス削減など、課題は多岐にわたっており、これらは社会・経済分野とも深く関わっています。また、本市は令和6年度(2024年度)に「仙台市ダイバーシティ推進指針」を策定し、多様で調和のとれた仙台らしいダイバーシティまちづくりを進めることとしています。今後は、環境面のみならず、社会・経済面やダイバーシティの推進をも考慮した、新たな視点・考え方で取り組みが求められます。

#### 持続可能な社会に向けた世界の動き

近年、持続可能な社会(快適で豊かな暮らしや営みが行われながら、環境への負荷が小さく、持続的な発展が可能な社会)に向けた動きが拡大しています。平成27年(2015年)には、貧困や飢餓、気候変動など、世界規模で深刻化する課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連で採択されました。また、平成28年(2016年)には地球温暖化対策に関する新たな枠組みである「パリ協定」が発効し、これらを契機として、企業等による環境配慮の取り組みが拡大しています。

本市においても、こうした動きを捉えながら、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。

### 仙台市の強み

#### 多様な自然環境とそのつながり

市域の約8割がみどりに覆われ、原生的な森林や里地里山をはじめ、市街地のみどり、東部に広がる農地、源流から河口まで流れる河川、干潟・砂浜など、多様な自然環境がつながりをもって分布しており、私たちの豊かな暮らしを支えるとともに、「杜の都」を特徴づけています。

#### 都市と自然のバランスがとれたまち

定禅寺通に代表されるケヤキ並木や都心を流れる広瀬川など、都市機能と自然環境が調和した魅力的な都市空間を形成しています。また、自然の恵みを暮らしやまちづくりに活かしてきた歴史があり、都市と自然のバランスがとれたまちの姿は、本市の大きな魅力となっています。

#### 市民協働で環境課題に取り組む力

東北の中核都市である本市には「学都」としての知的資源や人材が集い、市民団体や地域住民が中心となった活動も盛んに行われています。

また、「杜の都」の良好な環境を保全・継承するため、様々な環境課題に協力して取り組んできた歴史があり、現在も経験や専門性を持った多様な主体が協働し、環境課題に取り組んでいます。



環境施策をとりまく動向や本市の強みを踏まえ、今後、本市が持続可能なまちを実現するために目指す環境都市像と、目指すまちのあり方を次のとおり掲げます。

本市における環境面からの持続可能な社会とはこのようなまちを実現することであり、このことにより世界全体での持続可能な社会の構築にも貢献します。

【環境都市像】

## 杜の恵みを活かした、持続可能なまち

（ 「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、  
本市の強みを活かしながら、持続的な発展が可能なまち ）

### ～目指すまちのあり方～

#### 「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

持続可能な社会の構築に向けては、一人ひとりが環境に配慮したアクションを起こすことが重要です。

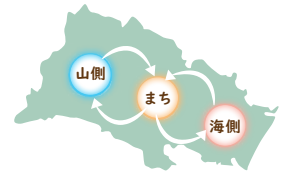
環境配慮行動が、快適で豊かな暮らしや企業価値の向上、そしてまち全体の成長につながるという考え方が共有され、多様な主体が連携・協力しあうことにより、仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまちを目指します。

また、こうした行動のあり方を「杜の都スタイル」として内外に発信します。



#### 「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

本市の強みである、多様な自然環境や、自然と調和した都市環境、そして環境課題に取り組む市民の力を「杜の都」の資源として捉え、最大限活かすとともに、地域や人をつなぎ、市域内での循環を図る持続可能なまちを目指します。



#### 「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進し、あわせて経済の活性化や、心の豊かさ、まちの品格・風格も向上させ、環境と成長の好循環が生まれ、続いていくまちを目指します。

また、仙台を起点として環境価値を広め、杜の都のブランド力の向上を図ります。



### 環境都市像の実現に向けた施策体系

#### 分野別の環境施策

脱炭素都市づくり

自然共生都市づくり

資源循環都市づくり

快適環境都市づくり

行動する人づくり

目指す3つのまちのあり方を  
具現化に向け、特に効果的な  
施策を組み合わせ

#### 重点的な取り組み

輝く!グリーン&クリーン都市  
プロジェクト

つながる!エネルギー循環  
プロジェクト

広がる!エコアクション  
プロジェクト

## 中間評価の実施

計画期間が令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間にわたることから、中間年度である令和7年度(2025年度)に、計画に掲げる目標の達成状況等を踏まえ、中間評価を行いました。

### 【定量目標の進捗状況】

※ ○：達成に向け進捗している △：一部遅れている ×：遅れている

項目	定量目標	実績	評価※
①温室効果ガス排出量	中期目標：令和12年度に平成25年度比で55%以上削減 長期目標：令和32年に実質ゼロ	24.2%削減 (令和5年度<速報値>)	○
②みどりの総量	現在の水準の維持・向上(基準値：78.4%)	78.7%(令和6年度)	○
③猛禽類の生息環境	生息環境の維持・向上 (基準値：オオタカ2,632.8ha、サシバ634.1ha)	オオタカ 2,691.1ha(令和7年度) サシバ 376.1ha(令和7年度)	△
④身近な生きものの認識度	全ての種(9種)の市民の認識度の向上	9項目中3項目で向上(令和6年度)	△
⑤ごみ総量	令和12年度：330,000トン以下	335,867トン(令和6年度)	○
⑥ごみの最終処分量	令和12年度：46,000トン以下	42,444トン(令和6年度)	○
⑦1人1日当たりの家庭ごみ排出量	令和12年度：400グラム以下	417グラム(令和6年度)	○
⑧家庭ごみに占める資源物の割合	令和12年度：30%以下	45.5%(令和6年度)	△
⑨環境基準の達成状況	大気、水、土壌及び騒音の環境基準の達成	一部非達成(令和6年度)	△
⑩環境に関する満足度	全ての項目(8項目)の満足度の向上	8項目中7項目で向上(令和6年度)	○
⑪日常生活における環境配慮行動	全ての項目(25項目)の実践割合の向上	25項目中13項目で向上(令和6年度)	△

本市では、家庭・事業活動における温室効果ガス削減を進めるとともに、全国に先駆けて製品プラスチック一括回収を行うなど、ごみ減量・リサイクルに取り組んできました。また、関係法令に基づく規制指導等による環境保全や、多様な主体と連携した生物多様性保全等の推進に加え、市民・事業者の環境配慮行動を広げる取り組みを推進してきました。こうした取り組みにより、計画に掲げる定量目標は、一部の項目で進捗に遅れは見られるものの、既に目標を上回っている項目もあり、概ね順調に進捗しているものと評価しています。

## 中間評価を踏まえた今後の施策展開の方向性

脱炭素都市づくりにおいては、温室効果ガス削減の取り組みを一層加速する必要があると、とりわけ建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入や住宅の断熱化、中小企業の脱炭素支援を一層推進していきます。資源循環の面では、家庭ごみに占める資源物の割合が高止まりで推移しており、さらなる分別徹底が必要である一方で、ごみ減量については順調に推移し、中間目標を達成する見込みであることから、最終目標値を一部見直ししながら、ごみ減量や分別徹底に向けた取り組みを強化していきます。

併せて、各般の取り組みを支える市民・事業者の環境配慮行動を広く促していくことが重要であり、様々な違いや意見・考え方を持つ主体が対話・交流できる機会を創出し、多様な主体との連携・協働のもと、今後も効果的に普及啓発を展開しながら、社会情勢の変化や現状を的確にとらえた環境施策の更なる推進を図ることで、定量目標の達成や、目指す環境都市像の実現につなげていきます。

## 1 脱炭素都市づくり

### ① 脱炭素型のまちの構造をつくる

- コンパクトでエネルギー効率の高いまちづくり
- 二酸化炭素吸収源となる森林の保全・更新
- ヒートアイランド現象の緩和を図る緑化の推進 など

### ② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める

- 新築建築物への太陽光発電設置や高断熱化を促進する新たな制度を導入
- 公共施設の新築・改築時や大規模改修時のZEB化の実施
- 対象エリアにおいて再生可能エネルギーや省エネルギー技術を集中的に導入する「脱炭素先行地域」の取り組みの推進 など

### ③ 環境にやさしい交通への転換を進める

- 地下鉄やバスなどの公共交通を中心とした交通体系の活用促進
- 徒歩や自転車など、環境にやさしい交通手段の利用促進
- 電気自動車等の電動車やカーシェア等の普及促進 など

### ④ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

- 市民団体や事業者、大学等と連携した行動や実践につながる機会の充実
- 事業者との連携による「温室効果ガス削減アクションプログラム」の推進や、中小企業の脱炭素経営を後押しするセミナー等の実施
- 市民や事業者などの先進的な取り組みや優れた取り組みについての評価・認定 など

### ⑤ 気候変動によるリスクに備える

- 激甚化する自然災害への対応やハザードマップによる災害リスク等の周知啓発
- 暑熱による健康被害の防止に向けた、熱中症への注意喚起や緑のカーテンの普及促進
- 森林や農地の保全などの生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の取り組みの推進 など

## 定量目標

### ●温室効果ガス排出量

中期目標

令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で55%以上削減(森林等による吸収量を含む)します※1

長期目標

令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します※2

※1 国が「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年(2021年))で定める令和12年度(2030年度)における電源構成等を前提とした、国の「地球温暖化対策計画」(令和3年(2021年))に基づく施策に加え、本市独自の施策による温室効果ガスの削減量を積み上げることにより設定

※2 排出量実質ゼロとは、温室効果ガスの排出削減と吸収源確保の取り組みにより、排出量と吸収量を均衡させることであり、その達成に向けては、温室効果ガスの大幅削減につながる技術革新等(エネルギー消費量を実質ゼロ以下にする建築物の実現・普及や二酸化炭素を回収・リサイクルする技術など)の動向を踏まえ、率先して取り組みを進めていくことが必要

## ② 自然共生都市づくり

### ① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る

- 多様な機能を有する森林や農地、河川、海浜等の保全
- ネイチャーポジティブ<sup>※1</sup>の実現に向けた生物多様性の維持・回復・創出の取り組み推進
- 植生や希少な動植物の分布状況など、本市の自然環境に関する定期的な調査の実施 など

### ② 恵み豊かな里地里山を活性化させる

- 市有林の整備や私有林の経営管理支援など、森林の適切な整備の推進
- 農薬や化学肥料の使用低減など、環境にやさしい農業の推進
- 建築物等への木材利用や木質バイオマス燃料等への利用など、森林資源の利用促進
- イノシシ・ツキノワグマ等の野生動物による生活被害や農作物被害対策 など

### ③ グリーンインフラをまちづくりに活かす

- マネジメント方針に基づく、公園や街路樹の長期的かつ計画的な維持管理の推進
- 公園や街路樹等のみどりの空間を活用した賑わいづくり
- みどりの持つ多様な機能（ヒートアイランド現象の緩和や水害リスクの低減等）に着目した公園や街路樹、建築物等における緑化の推進 など

### ④ 自然や生きものへの愛着をはぐくむ

- 様々な主体との連携による、本市の生物多様性の魅力発信
- 里地里山や河川、身近な公園等における自然や生きものとのふれあいの機会の創出
- 市民活動等と連携した水辺とのふれあいの機会の充実 など

## 定量目標

### ● みどりの総量

みどりの総量（緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます

### ● 猛禽類の生息環境

生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サシバ）の生息環境を維持・向上させます

### ● 自然共生サイト<sup>※2</sup>の数

認定された自然共生サイトの数を15か所以上とします

### ● 身近な生きものの認識度

身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度<sup>※3</sup>を現在よりも向上させます

※1 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

※2 地方公共団体や民間等の取り組みによる生物多様性を増進する活動計画を国が認定した区域

※3 カエルやカッコウ等について、過去1年間に見た・鳴き声を聞いたと回答する人の割合

### 3 資源循環都市づくり

#### ① 資源を大切に使う行動を定着させる

- プラスチック資源の水平リサイクルを推進するなど、プラスチックと上手につき合うライフスタイルの普及啓発
- 食品ロスの削減に向けた市民等への効果的な周知啓発や、未使用食品を有効活用するフードドライブの取り組みの推進
- 環境に配慮した製品やサービスの提供・選択に関する周知啓発を行うなど、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行推進 など

#### ② 資源の有効利用を進める

- 粗大プラスチックの再資源化手法の検討など、さらなるリサイクルの推進
- 家庭ごみや事業ごみへの混入が多い紙類など、資源物の分別徹底に向けた周知啓発
- 食品廃棄物や剪定枝、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについて、エネルギー利用や堆肥化等による有効利用の促進
- 処理原価を根拠とする手数料（事業ごみ処理手数料など）の見直しの検討 など

#### ③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する

- 発火の危険性のあるリチウムイオン電池等の排出ルールに関する周知強化のほか、若年層や外国人などターゲットを絞った効果的な啓発の実施
- 清掃工場に搬入される事業ごみの展開検査に基づく、排出事業者への訪問指導
- 環境にやさしい収集運搬車両の導入やバイオプラスチック袋の導入検討など、環境負荷の小さいごみ処理体制の構築
- 災害や感染症の蔓延など非常時にも対応しうる安全安心で安定的なごみ処理体制の確保 など

### 定量目標

#### ● ごみ総量（生活ごみと事業ごみの合計）

令和12年度（2030年度）におけるごみ総量を33万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします

#### ● ごみの最終処分量

令和12年度（2030年度）におけるごみの最終処分量を4.0万トン以下（令和元年度（2019年度）比で23%以上削減）にします

#### ● 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

令和12年度（2030年度）における1人1日当たりの家庭ごみ排出量を400グラム以下（令和元年度（2019年度）比で14%以上削減）にします

#### ● 家庭ごみに占める資源物の割合

令和12年度（2030年度）における家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下（令和元年度（2019年度）比で12.5ポイント以上引下げ）にします

## 4 快適環境都市づくり

### ① 健康で快適な生活環境を保全する

- 関係法令に基づく規制指導等による大気・水・土壌環境の保全
- 環境基準達成状況等を把握するための環境調査の実施
- 次世代自動車の普及やエコドライブの推進など、自動車による環境負荷低減対策の推進
- 健全な水循環の確保に向けた地表面の緑化や透水性舗装等の普及 など

### ② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する

- 環境アセスメント制度や仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例等を通じた、開発事業等における事業者の環境配慮の取り組みや、地域住民等との環境コミュニケーションの促進
- PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）を通じた、化学物質の適正な管理の推進
- 農薬の安全かつ適正な取扱いの周知啓発 など

### ③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める

- 杜の都の風土を育む景観条例等に基づく良好な景観の保全
- 公共空間やオープンスペースの有効活用等による、杜の都にふさわしい街並み景観づくり
- 都市計画法に基づく提案制度や地区計画の制度等を通じた、地域の個性を活かした住民主体のまちづくりの促進
- 市民や事業者等との協働による、海洋ごみ削減にもつながるまち美化活動の推進 など

## 定量目標

### ● 環境基準の達成状況

大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）を達成します

### ● 環境に関する満足度

市民の「環境に関する満足度」（8項目）について、全ての項目における満足度\*を現在よりも向上させます

※「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」等について「満足している」または「やや満足している」と回答する人の割合

## 5 行動する人づくり

### ① 環境にやさしい行動の輪を広げる

- 教育機関や市民団体等と連携した体験型の学習プログラムの整備・実践
- 小中学校等における環境教育・学習の推進
- 新たな環境学習・啓発拠点の検討
- 環境学習や環境にやさしい行動を率先的に推進するリーダーの育成
- 市民や事業者の環境保全活動等に対する支援 など

### ② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

- 環境負荷の小さい商品・サービスを選択するグリーン購入の促進
- 事業者との連携による「温室効果ガス削減アクションプログラム」の推進や、環境マネジメントシステムの導入促進
- 市民や事業者などの先進的な取り組みや優れた取り組みについての評価・認定
- 仙台らしい環境にやさしい行動を「杜の都スタイル」として発信強化
- 大学や事業者との協定の締結等による、環境の保全と創造に向けた取り組みの推進 など

## 定量目標

### ● 日常生活における環境配慮行動

日常生活における市民の環境配慮行動(25項目)について、全ての項目における実践割合※を現在よりも向上させます

※「電気や水、ガスなどの節約を心がける」や「食品ロス削減に努める」等について「常にしている」または「できるだけしている」と回答する人の割合

## 重点的な取り組み

環境都市像のもと目指すまちのあり方の具現化に向け、分野別の環境施策の中から特に効果的な施策を組み合わせた3つのプロジェクトを設定します。

### 1 輝く! グリーン&クリーン都市プロジェクト



都心部を中心に、企業や市民等の環境配慮行動を促進しながら、経済の活性化や賑わい創出を図るなど、新たな環境価値を創造し、環境にやさしい魅力的な都市として発信します。

#### ● グリーンビルディング等の環境にやさしい建築物の整備の促進

市役所新本庁舎を含め、都心部における建築物の新築や建替の機会を捉え、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」等により、杜の都にふさわしい建築物の整備を促進します。

#### ● 事業者と連携した環境にやさしいビジネスの推進

事業者等と連携した使い捨てプラスチックや食品ロスの削減、「温室効果ガス削減アクションプログラム」の運用等を通じ、環境にやさしいビジネスを推進し、企業価値の向上と取り組みの拡大を図ります。

#### ● みどりを活用した、歩きたくなる魅力的な都市空間の創出

定禅寺通や青葉通等において、居心地が良い歩行者空間の創出に向け、市民団体等と連携しながら道路空間の利活用に取り組むとともに、公園や広瀬川等の水辺を活用し、自然とふれあい、五感で楽しめる空間の創出に努めます。

### 2 つながる! エネルギー循環プロジェクト



自然の恵みを再生可能エネルギーとして活用するなど、エネルギーの地産地消や地域資源の循環の仕組みを構築します。

#### ● 木質バイオマスの利用促進

森林整備による間伐材や街路樹の剪定枝等の木質バイオマスを再生可能エネルギーとして活用するとともに、森林環境譲与税を活用しながら、多様な機能を有する森林の適切な整備を推進します。

#### ● 廃棄物系バイオマスの利用促進

食品廃棄物や下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについて、エネルギー利用や堆肥化等により資源循環を推進します。

#### ● 3E(省エネ・創エネ・蓄エネ)の推進

新築建築物への太陽光発電設置等を促進する新たな制度の導入等により、快適でエネルギー性能の高い建築物の普及や、防災性の高い分散型エネルギーの導入促進など、市民生活や事業活動における3E(省エネ・創エネ・蓄エネ)の普及を図ります。

### 3 広がる! エコアクションプロジェクト



多様な自然環境や様々な主体の力を活かし、環境に関する気づきや学びの機会の充実を図ることにより、環境にやさしい行動の輪を広げ、「杜の都スタイル」の拡大を図ります。

#### ● 「杜の都スタイル」の普及拡大

市民団体や事業者等が実践する、無理なく真似したくなるような環境にやさしい取り組みを幅広く発掘したうえで、訴求力のある手法で発信し、これまで以上に取り組みの水平展開を図ります。

#### ● 効果的な環境教育・学習の推進

こどもたちを含め市民・事業者が気軽に取り組めるよう、体験型の環境学習の充実を図るとともに、防災や歴史・文化、食、健康などの他分野と組み合わせた効果的な環境教育・学習を推進します。

#### ● 生物多様性保全推進事業の推進

地域における生物多様性を増進させる活動や自然共生サイトの周知、多様な主体による活動を促進することにより、ネイチャーポジティブの推進と地域の環境資源の価値向上を図ります。

## 計画の推進体制

本計画は、市民協働により推進するとともに、市役所においても組織横断的に推進します。  
また、環境課題に応じて、国や県、近隣自治体と連携を図りながら、取り組みを推進していきます。

## 計画の進行管理

本計画に掲げる定量目標の進捗状況や取り組みの実施状況等については、市長を本部長とする「杜の都環境プラン推進本部」で進行管理を行います。

また、学識経験者や市議会議員、各種団体の代表、関係行政機関の職員で構成される「仙台市環境審議会」で審議を行い、必要に応じて計画を見直すなど、より効果的な環境施策の推進につなげていきます。

計画の進捗等については、年次報告書「仙台市の環境」やホームページ等で広く公表します。

## 市の率先行動の推進

本市独自の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」の運用状況等については、定期的に外部監査委員による環境監査を実施し、計画に定める事項が適切に実施されていることを確認するとともに、指摘のあった事項等について改善を図ることにより、取り組みの実効性を高めます。

## 土地利用における環境配慮の指針

杜の都の良好な環境を保全・継承し、各地域の環境価値を高めていくためには、地域の環境特性を理解し、適切な土地利用を進めていくことが必要です。ここでは、各地域において配慮すべき事項を示します。

### 山地地域

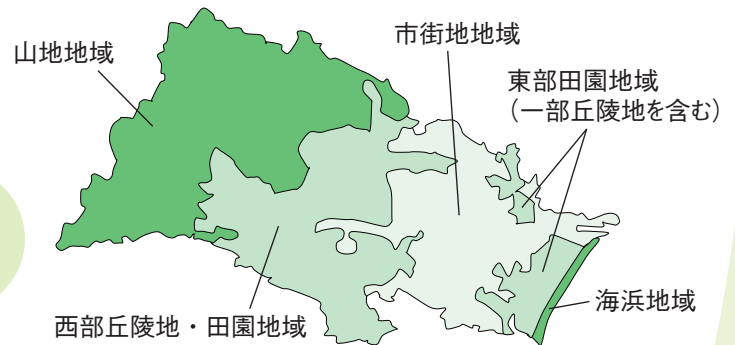
- 生物多様性や水資源等を確保する上で重要な地域であることから、原則として開発事業等は実施しない
- 自然とふれあう場として活用を図る際は、生物多様性や景観、水辺環境等の保全に最大限配慮し、環境への影響を最小限とするよう努める

### 西部丘陵地・田園地域

- 自然環境の維持・回復・創出に努め、開発事業等はできる限り回避する
- 森林や農地の適切な維持管理に努める
- 自然とふれあう機会の創出に努める
- 果樹や野菜、生ごみを適切に管理するなど、野生動物を人里に引き寄せないように努める など

### 東部田園地域

- 農地の保全に努め、開発事業等はできる限り回避する
- 農薬の使用低減など、環境に配慮した農業を進める
- 地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める など



### 市街地地域

- 環境に配慮した建築物の整備に努める
- 再生可能エネルギーやエネルギー効率が高い設備・機器を積極的に利用する
- 都市の生物多様性に配慮し、緑地の保全や緑化を進める
- 質の高い緑地空間の確保やオープンスペースの活用等により、魅力的な都市空間の形成に努める など

### 海浜地域

- 自然環境を維持・回復・創出し、原則として開発事業等は実施しない
- 多様な生きものの生育・生息環境であり、防災上も重要である海岸林の再生を進める
- 自然観察や海岸の美化活動など、自然とふれあう機会の創出に努める など



# 市民のみなさまに取り組んでいただきたい

## ●●環境配慮行動●●

### 家庭内や外出先

- 資源やエネルギーを大切に使う
- ごみの分別を徹底し、リサイクルに努める
- 食品を無駄なく使う、食べ残しや作りすぎに注意するなど、食品ロス削減に努める
- マイバッグやマイボトルを活用する
- 環境ラベルがついた商品や、環境にやさしい原材料を使用した製品を選ぶ
- 食料品は、地元産や旬のものを選ぶ など



### 住宅の建築・リフォーム時など

- 自宅の断熱性能を高くするとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用に努める
- 家電製品等は、できるだけエネルギー効率のよいものを選ぶ
- 庭やベランダなどで、木や草花、野菜を育てたり、緑のカーテンを設置する など



### 交通利用時

- できるだけ公共交通機関や自転車、徒歩で移動する
- 自動車を運転する際は、エコドライブを心掛ける など



### 環境学習など

- 環境に関する講座やイベントに参加する
- 地域の清掃や資源回収活動など、環境に関する活動に参加する など



# 事業者のみなさまに取り組んでいただきたい

## ●●環境配慮行動●●

### 事業所内など

- 従業員一人ひとりが、省エネやごみの分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実践する
- デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努める
- ICTを活用し、会議資料や事務手続き等におけるペーパーレス化を進める
- テレワークやウェブ会議を活用するとともに、移動の際には、できるだけ公共交通機関や自転車、徒歩で移動する など



### 事業所の建設時など

- 再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、木材等の再生可能な資源の活用等により、環境に配慮した建築物とする
- 生物多様性に配慮し、敷地内の質の高い緑化に努めるとともに、緑地の適切な維持管理を行う など



### 商品・サービスの製造・販売時など

- 再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供する
- 原材料の調達や商品購入の際は、調達先の環境への影響を含め、環境負荷の小さいものを選択する
- 環境ラベル等により、商品の環境性能の「見える化」に取り組み、消費者への情報提供に努める など



### 環境の視点を取り入れた経営など

- 環境への取り組みによるメリット等を十分に認識し、環境を重視した経営を推進する
- 環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表する など

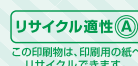


社の都環境プラン(仙台市環境基本計画)[令和8年3月 改定版]概要版  
(令和8年3月)

編集・発行 仙台市環境局環境部環境企画課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 (MSビル二日町)

電話: 022-214-8218 FAX: 022-214-0580 Eメール: kan007110@city.sendai.jp



この冊子の作成と輸送により排出されたCO<sub>2</sub>は、東北地域で創出されたクレジットにより、カーボンオフセットされています。

この冊子はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。